

2019/05/09 13:50 現在の情報です。

東京都港区虎ノ門一丁目16番16号虎ノ門一丁目MGビル
ラポール株式会社

会社法人等番号	1201-01-043325	
商 号	ラポール株式会社	
本 店	東京都港区西新橋二丁目18番2号	平成28年 5月 9日移転 平成28年 5月17日登記
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	平成5年2月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none">1. 家具および室内装飾品・屋外装飾品の製造・販売2. 装身具・服飾品の販売3. 日用雑貨品・化粧品・石鹼・香料・文房具の製造・販売4. カタログ通信販売業務および印刷物の企画・作成業務5. 物流センターの管理運営および配達業務6. 各種イベント、展示会、キャンペーン等販売促進に関する行事の企画、立案、会場設営、実施運営作業の請負業務7. 屋外ディスプレイ、インテリア資材及び室内装飾品の企画、制作、販売及び取付工事8. 室内装飾品・家具・インテリア雑貨製品の企画・製造・仕入・店舗販売、インターネット等による通信販売業務、卸並びに輸出入貿易業9. 前記各号の業務にかかるコンサルティングおよび情報収集、情報提供サービス業務10. 前記各号に関する顧客の仲介、斡旋業務11. 前記各号に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	9万6000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万1630株	
資本金の額	金1億7137万5000円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を得なければならない。	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部	
役員に関する事項	取締役 鈴木 忍	平成28年 1月29日重任 平成29年 9月21日解任 平成29年 9月29日登記
	取締役 羽田 雅弘	平成28年 1月29日重任 平成29年 4月20日辞任 平成29年 9月29日登記
	取締役 下木原 誠	平成28年 1月29日重任
	取締役 五十嵐 孝夫	平成29年 9月21日就任 平成29年 9月29日登記
	取締役 坂井 雅己	平成29年 9月21日就任 平成29年 9月29日登記

	<p>神奈川県川崎市川崎区小田二丁目5番8号渡辺ビル302 代表取締役 鈴木忍</p> <p>川崎市多摩区舟形一丁目15番6号コーポマスガタ203 代表取締役 五十嵐孝夫</p> <p>監査役 丸田三之</p> <p>東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー21階LM法律事務所 監督委員 本山正人</p> <p>民事再生法により上記の者による監督を命ずる監督委員の同意を得なければすることができない行為（ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。） (2) 再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く。） (3) 財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。） (4) 貸付け (5) 金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証 (6) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄 (7) 別除権の目的である財産の受戻し (8) 事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結 <p>東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー21階LM法律事務所 保全管理人 本山正人</p> <p>破産法により上記の者による業務及び財産の管理を命ずる。</p> <p>東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー21階LM法律事務所 破産管財人 本山正人</p>	<p>平成28年 1月29日重任</p> <p>平成29年 9月21日解任</p> <p>平成29年 9月29日登記</p> <p>平成29年 9月21日就任</p> <p>平成29年 9月29日登記</p> <p>平成26年 5月31日重任</p> <p>平成29年10月20日東京地方裁判所の決定</p> <p>平成29年10月23日登記</p> <p>平成30年 1月29日東京地方裁判所の決定</p> <p>平成30年 2月 1日登記</p> <p>平成30年 3月 2日登記</p>
支店	<p>1 東京都港区六本木四丁目2番45号</p> <p>2 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目1番8号</p>	<p>平成28年 1月29日廃止</p> <p>平成28年 2月25日登記</p> <p>平成28年 1月29日設置</p> <p>平成28年 2月25日登記</p> <p>平成29年10月18日廃止</p> <p>平成29年10月18日登記</p>
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 2000個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式2000株</p>	

なお、募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は3万5000円とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が時価を下回る価額で当社株式につき、新株を発行または自己株式を処分（新株予約権の行使の場合を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に読み替えるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の株価}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{新規発行株式数} + \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{新規発行前の株価}}}$$

さらに、割当日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年5月1日から平成37年3月31日まで

新株予約権の行使の条件

- i. 募集新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ii. 新株予約権者が死亡した場合、相続人による新株予約権の行使は認めない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- i. 当社は、当社が消滅会社となる合併承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が必要の場合は、取締役会決議（取締役会設置会社でない場合は、取締役の過半数の同意）がなされた場合）には、取締役会が別途定める日（取締役会設置会社でない場合は、取締役の過半数の同意により別途定める日）に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ii. 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」に定める規定により権利行使する条件に該当しなくなった場合には、取締役会が別途定める日（取締役会設置会社でない場合は、取締役の過半数の同意により別途定める日）に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
民事再生	平成29年11月1日午後4時30分東京地方裁判所の再生手続開始 平成29年11月 6日登記
	平成30年2月28日東京地方裁判所の再生手続廃止の決定確定 平成30年 3月 2日登記
破産	平成30年2月28日午後5時東京地方裁判所の破産手続開始 平成30年 3月 2日登記

登記記録に関する
事項

平成28年1月29日大阪市北区堂島浜一丁目1番8号から本店移転
平成28年 2月17日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。